

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
子どもとともに札幌の未来を考える
～子どもの権利条例の制定に向けて～
最終答申書＜概要版＞

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会は、札幌の子どもたちの現状把握のために行った懇談会や出向き調査、中間答申書にお寄せいただいた多くの市民意見などを参考に、「最終答申書」を作成しましたので、その概要をご紹介します。一緒に、「子どもの権利」について考えてみませんか？

みなさんの周りでは、子どもたちは、自分らしく生きいきと過ごしているでしょうか？
札幌のすべての子どもが、毎日を幸せに過ごしていくためには、家庭や学校、地域など、日常生活のあらゆる場面で、子どもたちが自分の「権利」を正しく行使するとともに、大人はその環境を整えていく責任があります。

最終答申書では、「子ども委員会」からの提案をもとに考えた「札幌の子どもにとって大切な権利」や、「子どもの権利を保障するためのきまり」などを提言しています。

是非ご一読いただき、今後の子どもたちの未来を、子どもたちとともに考えましょう！



1. なぜ「子どもの権利条例」が必要なのか？

「子どもの権利条約」があるのに、なぜ「子どもの権利条例」が必要なのでしょう。

条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、平成元年（1989年）の国連総会で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准したもので、子どものさまざまな権利を保障し、大人に子どもを大切にすることを求めています。そして、特定の国や文化にとらわれず、すべての国に受け入れられる性質をもっています。

一方、「子どもの権利条例」は、条約の理念を私たちのまち札幌で現実のものとするために制定を目指しています。札幌の子どもにとって大切な権利や参加の仕組み、権利侵害からの救済などについて、札幌の現状に即して、自治体の法である「条例」として具現化することが必要です。

検討委員会では、札幌市が条例を制定することで、下記4点が実現されると考えます。

● 子どもの権利の理解促進

子どもとともに、大人も「子どもの権利」について学ぶことが促進され、今まで以上に「子どもの権利」の理解を深めることができます。

このことにより、市民みんなで「子どもの権利」を尊重した取り組みを行うことが可能になります。

● 子どもにやさしいまちづくり

子どもに関する施策や事業は、子どもの意見や参加が尊重され、「子どもの権利」が保障されたものとなります。

その結果、子どもの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」がすすめられます。

● 自立した社会性を身につけた大人への成長

子どもが自ら権利を学び、自分らしく生きいきとした子ども期を過ごすことができます。

そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、他者の権利も大切にす自立した大人へと成長・発達していくことが保障されます。

● 権利侵害からの救済

札幌市でも、残念ながらいじめや虐待、体罰などの権利侵害で悩み苦しんでいる子どもがいます。

その子どもたちのために、特別な救済制度が創設され、迅速かつ効果的な解決が図られます。

2. 札幌市子どもの権利条例（骨子案）

前文

すべての子どもは、未来と世界へはばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、子どもの権利を大切にしている日本国憲法があります。

さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、自分のもつ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感すると、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点にたってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。



第1章 総則

■条例の目的

子どもたちが自らの意思で伸び伸びと成長・発達するために、子どもの権利を保障することです。

■子どもとは何歳まで？

原則として、18歳未満です。

■大人の役割

子どもの最善の利益を図るために、連携して子どもの権利の保障に努めます。

第2章 権利普及

■子どもの権利に関する広報

市は、「子どもの権利の日」を設けるなど、市民と連携し、様々な方法で子どもの権利の普及・広報に努めます。

■子どもの権利の学習の支援

市は、子どもを含めた市民が、「権利」を正しく学び、知ることができるよう、支援に努めます。



第3章 子どもにとって大切な権利

第3章では、札幌の子どもにとって特に大切にされるべき23項目の権利を挙げています。これらの権利は、条例が定める子どもたちの権利保障の根拠となります。

1. 安心して生きる権利

- ① 命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らす。
- ② かけがえのない存在として、愛情を持って育まれる。
- ③ いじめ、虐待、体罰などから心や身体が守られる。
- ④ 障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けない。
- ⑤ 自分を守るために必要なことを知る。
- ⑥ 気軽に相談でき、必要な援助を受ける。

2. 自分らしく生きる権利

- ① 自分を大切にすること。
- ② 人と比較されることなく、自分のペースで生きる。
- ③ 自分が思ったことや感じたことを自由に表現できる。
- ④ 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重される。
- ⑤ プライバシーが守られる。

3. 豊かに育つ権利

- ① たくさんのことを学ぶ。
- ② 遊び、疲れたら休む。
- ③ 健康的な生活を送る。
- ④ 自らに関係することを、年齢や成長に応じて自分で決める。
- ⑤ 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができる。
- ⑥ 色々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと
- ⑦ 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合う。
- ⑧ 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動していける。

4. 参加する権利

- ① 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できる。
- ② 表明した自分の思いや考えは尊重され、大切にされる。
- ③ 参加に際し、適切な情報提供や支援を受けられる。
- ④ 仲間をつくり、集まる。



第4章 生活の場における権利保障

1. 家庭における権利保障

■保護者の役割

子どもの養育・発達に対する第一義的な責任者として、子どもの思いを汲み取り、応えていくことが求められます。また、虐待や体罰をしてはいけません。

■保護者への支援

市は、保護者が安心して、子育てができ、子どもとともに保護者も育つことができるような支援に努めます。



2. 育ち学ぶ施設における権利保障

■開かれた施設づくり

育ち学ぶ施設(学校、保育所、児童会館など)の設置・管理者は、子どもや保護者、地域住民に情報提供するなど、開かれた施設づくりに努めなければなりません。

■いじめ・虐待・体罰の防止、救済

施設の職員はいじめの防止に努め、虐待・体罰を行ってはいけません。これらの権利侵害が発生した場合、関係機関等と連携するなど、迅速な救済・回復に努めなければなりません。

3. 地域における権利保障

■地域における子どもの居場所

市は、市民とともに、地域で子どもが安心して過ごし、人間関係をつくり合える場の整備に努めます。

■自然環境の保全、安全・安心な地域

市は、市民とともに、豊かな自然環境の保全に努めるほか、地域において、子どもが安全・安心に育つよう、子どもの見守りなどの支援に努めます。

5. 子どものそれぞれの状況に応じた権利保障

■お互いの違いを認め尊重する社会の形成

市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他子どもまたはその家族が置かれている状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

市は、これらの差別や不利益をなくし、解消するための取組みを進めるよう努めます。



4. 参加・意見表明の機会の保障

■参加の機会の保障

「市政、育ち学ぶ施設、地域」、「市の施設の設置や運営」、「市が開催する審議会等」への子どもの参加機会の保障に努めます。

■子どもの視点に立った情報発信

市は、子どもが参加し、意見を表明しやすい環境をつくるために、子どもの視点に立った情報発信に努めます。



6. 子どもの育ちや成長に関わる大人への支援

■育ち学ぶ施設職員への支援

育ち学ぶ施設の設置・管理者は、職員が、心に余裕をもって子どもたちと関われるような職場環境の整備に、また、職員が子どもの権利を正しく学び実践できるための必要な支援に努めなければなりません。

■地域での市民の活動の支援

市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動の支援に努めます。

第5章 子どもの権利侵害からの救済

■救済制度の創設

市は、子どもが権利侵害などを受けた場合、速やかで適切な救済を図り、回復を支援するための特別な救済制度、いわゆる「子どもの権利オンブズパーソン制度」を設けます。当該制度は、子どもの代弁者として活動する公的な第三者機関であり、相談・調査・調整・勧告・意見表明などの権限を兼ね備えたものを想定しています。

■各相談・救済機関等との連携対応

市は、左記制度のほか、権利侵害に係る相談または救済については、関係機関等との連携を図り、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。



第6章 施策の推進

■推進計画の策定

市は、子どもの権利を尊重した施策の推進を行うほか、子どもの権利を保障するための総合的な計画を策定しなければなりません。

第7章 子どもの権利保障の検証

■専門委員会の設置等

市は、子どもの権利が保障されているか検証するための「子どもの権利専門委員会」を設置します。「専門委員会」は、15歳以上の子どもを含む市民で構成されます。

3. 条例ができるまでの道のり

平成 17 年 4 月 検討委員会発足

学識経験者や公募の市民、高校生など 25 人の委員で構成されています。

全体会議を計 19 回、5 つの部会（幼児・小学生部会、中・高校生部会、親部会、地域部会、子どもの指導者部会）を計 23 回、さらに、平成 18 年 1 月以降は、素案作成のための起草ワーキングを計 14 回開催しています。



【検討委員会のようす】

7 月～10 月 懇談会・出向き調査の実施

札幌の子どもたちの現状を調べるため、23 回の懇談会と 22 回の出向き調査、さらに 6,486 人にアンケート調査を実施しました。



【懇談会のようす】

10 月 フォーラムの実施

平成 17 年 10 月、平成 18 年 2 月に、それぞれ「子どもの参加・意見表明」「わたしたちの権利って何だろう」をテーマに、「子どもの権利条例フォーラム」を開催。パネルディスカッションなどを行いました。

平成 17 年 12 月 中間答申書作成

懇談会や出向き調査で調べた札幌の子どもたちの現状をもとに、条例制定に向けての 9 つの課題を盛り込んだ「中間答申書」を作成。広く市民意見の募集を行いました。

2 月 フォーラム・パネル展の実施

4 月 市民意見交換会の実施

子どもの意見を取り入れて建てられた屯田北児童会館において、「市民意見交換会」を開催。「地域での子ども参加」や「条例に盛り込みたい項目」などをテーマに、グループディスカッションを行いました。

平成 18 年 5 月 最終答申書作成

★ 18 年 2 月 子ども委員会発足！！

札幌市は、条例の主役である子どもたちの意見を直接条例づくりに反映させることを目的に、小学校 5 年生から高校 3 年生まで、計 32 名からなる「子ども委員会」を設置しました。

子ども委員会では、「札幌の子どもにとって大切な権利」などをテーマに、5 月までに計 6 回の委員会を開催。活発な意見交換を行いました。

また、4 月 30 日には、子どもたちが考えた権利の項目を「検討委員会」に提案。最終答申書の第 3 章は、子どもたちの意見を踏まえて作成されました。



【子ども委員会のようす】



【検討委員会への提案】

【今後の条例づくりのスケジュール】

平成 18 年 7 月ごろ：パブリックコメント

（仮称）子どもの権利条例素案に関して、市民の皆さまから意見募集を行います。

平成 18 年 9 月ごろ：条例案を市議会に提出

札幌市議会にて、条例案の審議を行います。

※子どもの権利条例づくりについてご意見、ご感想など、お問合わせは右記担当課までお寄せください。
また、「最終答申書本書」をご希望の方も右記までご連絡ください。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943

電子メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
02-G01-06-268
18-2-33